

6月

保健だより

令和6年6月21日

お家の方へ

お知らせ

学校管理下での活動中にケガや病気になり、医療受診した場合は、スポーツ振興センターの災害共済給付の利用をお願いしています。一旦窓口で医療費をお支払いいただき、領収書は学校へ提出してください。



手続きや、申請は学校でおこないますのでお知らせください。必要な用紙をお渡しします。



学校(園)や通学(園)中にけが、病気になったら・・・

さい がい きょう さい きゅう ふ
災害共済給付

災害共済給付は、学校(園)の管理下でけがや病気になったときに、医療費や見舞金を給付する制度です。

病院等を受診したら、給付金の請求手続きを忘れずに！

※学校(園)の先生にもご相談ください



詳しくは、「災害共済給付Web」、もしくはJSCのホームページをご覧ください

JAPAN SPORT
COUNCIL

独立行政法人日本スポーツ振興センター(JSC)
災害共済給付事業部
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

各地域の
相談窓口は
こちら▶



町からの留意事項もご確認ください。(4月に配布されたものと同じです。)

日本スポーツ振興センター災害共済給付の 申請にかかる留意事項について

中能登町健康保険課

中能登町学校教育課

中能登町では、子ども医療費の助成を行っておりますが、学校での行事や部活動、通学途中にケガをされた場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の申請を行っていただくことになります。受診時には『子ども医療費』の受給資格者証は使わず、一旦窓口で医療費をお支払いいただき、領収証を学校へ提出してください。

※日本スポーツ振興センターでは、医療費負担3割+見舞金1割の合計4割支給されます。

！注意！

日本スポーツ振興センター災害共済給付を申請した場合、町の子ども医療費助成はありません。重複して受領された場合は、返還していただくことになります。

※ただし、日本スポーツ振興センター災害給付対象額は治癒するまでの総医療費の自己負担額が1,500円未満の場合は対象外となるため、その場合は、子ども医療費助成制度をご利用ください。(支払い日から1年以内に役場窓口へ領収証をご持参のうえ申請してください。)

【お問合せ】 中能登町健康保険課 電話 72-3129 / 学校教育課 電話 76-2808